

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公開番号】特開2014-223552(P2014-223552A)
【公開日】平成26年12月4日(2014.12.4)
【年通号数】公開・登録公報2014-066
【出願番号】特願2014-179865(P2014-179865)
【国際特許分類】

A 6 1 B 17/02 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/02

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月6日(2015.2.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外科手術用ポート構造物であって、
前記外科手術用ポート構造物は、
頂表面と、底表面と、前記頂表面から前記底表面まで延びる外側壁とを備えるポート構造物本体と、
前記ポート構造物本体を介して前記頂表面から前記底表面まで延びるチャンネルであって、
前記チャンネルは、内壁を含む、チャンネルと、
前記外側壁から前記チャンネルの内壁部分まで延びる導電性部分と、
前記導電性部分よりも導電性の低いポート構造物本体部分と
を備え、
前記導電性部分は、前記チャンネル内にあり前記チャンネルの前記内壁と接触する器具またはカニューレから前記ポート構造物本体を介して前記ポート本体構造物の前記外側壁の外表面までの所定の接地経路を形成する、外科手術用ポート構造物。

【請求項2】

前記チャンネルは、前記ポート構造物本体のおよそ垂直中線において前記底表面と交差する、請求項1に記載の外科手術用ポート構造物。

【請求項3】

前記チャンネル内に配置されたシールをさらに備え、
前記シールは、前記ポート構造物本体と一体的に成形されている、請求項1に記載の外科手術用ポート構造物。

【請求項4】

前記シールは、前記シールの中心開口部を覆う膜を備え、
前記膜は、気体が前記チャンネルを通過することを防止する、請求項3に記載の外科手術用ポート構造物。

【請求項5】

前記導電性経路は、前記シールの少なくとも一部分を備える、請求項3に記載の外科手術用ポート構造物。

【請求項6】

前記ポート構造物本体は、成形された1つの片である、請求項1に記載の外科手術用ポ

ート構造物。

【請求項 7】

前記導電性経路は、前記外側壁から前記チャンネルの細くなっている領域まで延びる、請求項 1 に記載の外科手術用ポート構造物。

【請求項 8】

請求項 1 に記載の外科手術用ポート構造物と、

カニューレと、

シャフトと、前記シャフトの近位端に位置する力伝播機構と、前記シャフトの遠位端に位置するエンドエフェクタとを備える外科手術用器具と

を備える、外科手術システム。

【請求項 9】

前記外科手術用ポート構造物本体は、

前記導電性部分よりも導電性の低い第 1 のポート構造物本体部分であって、前記外科手術用ポート構造物本体の前記頂表面を形成する第 1 のポート構造物本体部分と、

前記導電性部分よりも導電性の低い第 2 のポート構造物本体部分であって、前記外科手術用ポート構造物本体の前記底表面を形成する第 2 のポート構造物本体部分と

をさらに備え、

前記導電性部分は、前記第 1 のポート構造物本体部分と前記第 2 のポート構造物本体部分との間に位置する、請求項 8 に記載の外科手術システム。

【請求項 10】

前記チャンネル内に配置されたシールをさらに備え、

前記シールは、前記ポート構造物本体と一体的に成形されている、請求項 8 に記載の外科手術システム。

【請求項 11】

前記シールは、前記シールの中心開口部を覆う膜を備え、

前記膜は、気体が前記チャンネルを通過することを防止する、請求項 10 に記載の外科手術システム。

【請求項 12】

前記導電性経路は、前記シールの少なくとも一部分を備える、請求項 10 に記載の外科手術システム。